

狩 猟 税 の あ ら ま し

三重県

【狩猟税とは】

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟ができる資格を得ることに対して課される税金で、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため、使途が特定されている目的税です。

【納める人】

三重県内で狩猟をするための狩猟者の登録を受ける人です。

【納める税額】

狩猟税の種類は次のとおりです。(下の表の①～⑤と狩猟税収入証紙納付書の①～⑤は同一の内容です。)

狩猟免許の種類	狩猟者の登録を受ける人	右欄以外の 税 額	許可捕獲者・許 可捕獲従事者に 係る特例の税額
第一種銃猟免許 (散弾銃、ライフル銃、空気銃(圧縮ガス銃を含む))	① (1) 県民税の所得割額を納める人 (2) 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く。)	16,500 円	8,200 円
	② (3) 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人 (4) 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人 (5) 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族	11,000 円	5,500 円
網 猟 免 許 又は わな猟免許	③ (1) 県民税の所得割額を納める人 (2) 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している人を除く。)	8,200 円	4,100 円
	④ (3) 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、同一生計配偶者又は扶養親族でない人 (4) 県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人 (5) 県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族	5,500 円	2,700 円
第二種銃猟免許 (空気銃(圧縮ガス銃を含む))	⑤ —	5,500 円	2,700 円

注1 第一種銃猟免許の登録の際に、併せて空気銃を登録する場合には、第二種銃猟免許に係る狩猟税は課されません。

注2 放鳥獣猟区(※)のみの登録を受ける人の狩猟税は、上の表に掲げた「右欄以外の税額」の1/4の税額(100円未満切捨て)となり、また、放鳥獣猟区のみの登録を受けた人が、後日放鳥獣猟区以外の登録を受ける場合の狩猟税は、上の表に掲げた税額の3/4の税額(100円未満切捨て)となります。

(※) 令和7年6月現在、三重県内に放鳥獣猟区はありません。

【狩猟税の特例措置】

鳥獣被害対策を支援していくため、令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録に限り、次のとおりとする特例措置が講じられています。（特例措置の適用を受けるためには、適用があるべきことを証する書類を添付してください。）

区 分	要 件	特 例 措 置 の 内 容（税 額）
対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録	対象鳥獣捕獲員として県内の市町長により指名され、又は任命された者	課税免除
認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録申請書の提出日前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として県内の区域で捕獲等に従事した者	課税免除
許可捕獲者又は許可捕獲従事者が受ける狩猟者の登録	狩猟者登録申請書の提出日前1年以内に、県内で許可捕獲等を行った、又は許可捕獲等に従事した者（※）	1 ページ【納める税額】の表の「許可捕獲者・許可捕獲従事者に係る特例の税額」欄の額（「右欄以外の税額」に 1/2 を乗じた額（100 円未満切捨て））

（※）ただし、前年度にこの特例措置を受けていた場合、一昨年の許可捕獲等の従事実績では新年度の登録において特例措置を受けることができません。この場合、前年度の狩猟者登録の後に新たな許可捕獲等を行った実績が必要となります。

【納める方法と手続き】

狩猟者の登録を受ける人が登録申請の際、「狩猟税収入証紙納付書」（規則第102号様式）に必要事項を記入のうえ、狩猟税証紙（又は現金）により納めます。（一般の収入証紙とは異なりますのでご注意ください。）

狩猟税証紙は、4 ページの【**狩猟税証紙の販売所**】で購入してください。

狩猟税証紙（以下「証紙」といいます。）を購入したら、証紙を「狩猟税収入証紙納付書」に貼り付け、証紙を購入される人の住所地を所管する県税事務所に提出してください。

なお、「狩猟税収入証紙納付書」の「税率の区分」左側の②又は④に該当する人は、県民税の所得割額等に関する「証明書交付願」を住所地の市町へ提出し、「証明書」（規則第104号様式）の交付を受けてから、「狩猟税収入証紙納付書」を提出してください。（4 ページの【**狩猟税収入証紙納付書で②又は④に該当する場合の「証明書」と「証明書交付願」の記入例**】を参照してください。）

【狩猟税収入証紙納付書（規則第102号様式）等の記入方法】

- 「提出先」の欄に住所地を所管する県税事務所を、「納税義務者」の欄に住所、氏名、職業を記入し、「税率の区分」欄で該当する税額を○で囲んでください。（第一種銃猟・網猟・わな猟免許を受ける方のうち、「県民税の所得割額を納める人」と、「県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業以外）」の方は、①又は③に該当するので、第一種銃猟免許の方は①、網猟・わな猟免許の方は③の欄の該当する税額を○で囲んでください。）

※第一種銃猟・網猟・わな猟免許を受ける方のうち、次の方は、②と④に該当するため、下記を参照してください。

「県民税の所得割額を納めなくてよい人」、

「県民税の所得割額を納める人の同一生計配偶者又は扶養親族で農林水産業に従事する人」、

「県民税の所得割額を納めなくてよい人の同一生計配偶者又は扶養親族」

- 第一種銃猟・網猟・わな猟免許を受ける方のうち、「税率の区分」欄で②又は④に該当する場合は、さらに、「狩猟税収入証紙納付書」の下半分にある「証明書」（規則第104号様式）に、住所、氏名を記入し、証明事項の該当番号を○で囲んでください。また「きりとりせん」より下の「証明書交付願」に、記入年月日、住所、氏名を記入のうえ押印してください。

【狩猟税収入証紙納付書（規則第 102 号様式）の記入例】

規則第 102 号様式

次ページの住所地を所管する県税事務所を記入してください。
※四日市、津総合、松阪、伊勢、伊賀、紀州のいずれか

提出先 三重県 ○○ 県税事務所長宛て

令和 7 年度狩猟税収入証紙納付書

納税義務者	住所	津市広明町 1 3	職業	農業（注：狩猟者登録申請書と一致する）
	氏名	三重 太郎	※登録番号	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟 第 号
			※登録年月日	令和 年 月 日

税 率 の 区 分

狩猟者の登録の種類	イ 全域に係る狩猟者の登録	ロ 三重県県税条例第 190 条第 2 項第 1 号の登録 (放鳥獣猟区)	ハ 三重県県税条例第 190 条第 2 項第 2 号の登録 (放鳥獣猟区等)	ニ 三重県県税条例附則第 24 条の 2 第 1 項の登録 (許可証)	ホ 三重県県税条例附則第 24 条の 2 第 2 項の登録 (従事者証)
狩猟者の登録を受ける者					
① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、②に掲げる者以外のもの	16,500 円	4,100 円	12,300 円	8,200 円	8,200 円
② 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	11,000 円	2,700 円	8,200 円	5,500 円	5,500 円
③ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、④に掲げる者以外のもの	8,200 円	2,000 円	6,100 円	4,100 円	4,100 円
④ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者	5,500 円	1,300 円	4,100 円	2,700 円	2,700 円
⑤ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500 円	1,300 円	4,100 円	2,700 円	2,700 円

証 紙 はり付欄	注 1 該当する税額欄を○で囲んでください。 2 収入証紙は、納税義務者において消印しないで下さい。消印すると無効になります。 3 ②又は④に該当する場合は、市町長の証明書が必要です。 4 ※印欄は、記入しないでください。
-------------	---

上表の②又は④に該当する場合は、次ページを参照してください！

【狩猟税収入証紙納付書で②又は④に該当する場合の「証明書」と「証明書交付願」の記入例】

狩猟税収入証紙納付書の「税率の区分」で、②又は④（１ページ【納める税額】の表の(3)、(4)、(5)のいずれかに該当する人は、住所地の市町で、狩猟税収入証紙納付書の「きりとせんとん」より下にある「証明書交付願」により県民税の所得割額等に係る「証明書」の交付を受けてください。

規則第 104 号様式

証 明 書	
住所 津市広明町13 氏名 三重 太郎 上記の者は、令和 年度分の道府県民税について、下記に該当する者であることを証明します。 記 1 所得割額を納付することを要しなく、かつ、同一生計配偶者（地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は扶養親族（同項第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当しない。 ② 所得割額を納付することを要する者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する。（農業、水産業、林業に従事する方に限る。） 3 所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当する。 令和 7 年 10 月 1 日	□□□市町長 ○○○○ 印

注 1 証明書のうち、該当する番号を○で囲んでください。（本人が所得割額を納める場合は証明対象外です。）

2 証明事項中 2 については、農業、水産業又は林業に従事している者に限ります。←注意！

3 県外居住者にあつては、本様式以外のものを使用することができます。

証 明 書 交 付 願	
市町長 様 令和 7 年 10 月 1 日 令和 7 年度狩猟税の税率適用について必要がありますので、上記のことについて証明してください。 申請人 住所 津市広明町13 氏名 三重 太郎 印	

注 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する方で、扶養者の住所と異なる場合は、「申請人の住所」欄に扶養者の住所を記入し、「申請人の氏名」欄には、納税義務者の氏名の後に、かつこ書きで扶養者の氏名を追記してください。

（例：三重太郎（扶養者 三重次郎））

注 住所地の市町が「証明書交付願」の申請印を廃止している場合、申請人の押印は省略できます。

【狩猟税証紙の販売所】

狩猟税証紙を 購入される人の住所	左欄の住所地を所 管する県税事務所 〔狩猟税証紙の〕 販売所	所 在 地	連 絡 先
桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 四日市市、三重郡、 鈴鹿市、亀山市	四日市県税事務所	〒510-8511 四日市市新正 4 丁目 21-5	電話：059-352-0576 FAX：059-352-0579 メール：hkenzei@pref.mie.lg.jp
津市、県外	津総合県税事務所	〒514-8567 津市桜橋 3 丁目 446-34	電話：059-223-5024 FAX：059-223-4013 メール：tkenzei@pref.mie.lg.jp
松阪市、多気郡	松阪県税事務所	〒515-0011 松阪市高町 138	電話：0598-50-0511 FAX：0598-50-0619 メール：mkenzei@pref.mie.lg.jp
伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢県税事務所	〒516-8566 伊勢市勢田町 628-2	電話：0596-27-5132 FAX：0596-27-5252 メール：nkenzei@pref.mie.lg.jp
名張市、伊賀市	伊賀県税事務所	〒518-8533 伊賀市四十九町 2802	電話：0595-24-8024 FAX：0595-24-8033 メール：gkenzei@pref.mie.lg.jp
尾鷲市、北牟婁郡、 熊野市、南牟婁郡	紀州県税事務所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町 1-1	電話：0597-23-3419 FAX：0597-23-3423 メール：okenzei@pref.mie.lg.jp